

農地バンクを新設。農地を活用できるようにしました

農地を新たな担い手に託しませんか

問い合わせ 産業振興課 ☎072(740)1164



耕作できない農地を活用

新たに農地バンク制度を設置。耕作が難しくなった農地の所有者は農地バンクに登録できます。

制度の活用で、農地の有効活用や耕作放棄地の発生防止と解消につなげます。

【農地バンク制度】

高齢化などで耕作できず、担い手に困っている農地を登録、市ホームページで順次公開し、貸借・売買を促進する制度です。

▼農地を登録できる人

市街化調整区域に農地を所有し、農地の維持管理に困っている人が対象です。ただし、貸借や売買先が見つかるまでの管理は自身で行う必要があります。

農地の登録を希望する人は、市ホームページや市役所2階の産業振興課に備え付けの「市農地バンク登録申請書」を同課へ提出してください（〒666-8501・産業振興課に郵送可）。

▼借りたい・購入したい人

市ホームページ（左の2次元コードからアクセス可）に掲載の登録農地で、作物を育てたい場合は産業振興課へ。



経験年数などの条件を緩和

農業の担い手不足を解消するために、市民ファーマー制度を改正しました。農作物の栽培経験年数を2年から1年に短縮するなど条件を緩和します。

農業者以外で就農をめざしている人や、貸農園より大きな農地で作物づくりをしたい人が、農業に参入しやすくなりました。

【市民ファーマー制度】

市民農園などで1年以上の栽培経験があり、就農を検討している人が、10アール程度の農地を借りることができる制度です。

市民ファーマーへの道 矢問農園で農業のいろは、教えます

問い合わせ 産業振興課 ☎072(740)1164

市民ファーマーを育成するために、農業担い手づくり事業を矢問農園とJA兵庫六甲の協力で実施。矢問農園での土作りや植付け、収穫、生育診断などの実習を通じて、参加者の技術の習得を図ります。

なお、同事業に参加しない場合でも、矢問農園の空き区画の利用申し込みができます。

詳しくは同農園管理組合 ☎072(792)1299 へ（管理事務所の定休日：毎週月・水・金曜日）。

日時＝4月1日(金)～5年3月31日(金)(講師指導あり)▷対象＝30～40歳代で、申し込み時点で市に住民票がある新規就農希望者▷費用＝農園使用料年3万1,429円(苗代、肥料代などの実費は別途)▷定員＝10人▷申し込み＝市役所2階の産業振興課に備え付けの申請書(市ホームページ「右の2次元コードからアクセス可」からダウンロード可)に必要事項を書き、3月22日(火)(必着)までに〒666-8501・産業振興課へ(定員超過の場合は若年層優先)



住所の異動手続きや軽自動車などの所有者変更

各種手続きは早めに

市民課(住所の異動など) ☎072(740)1165
市民税課(バイクの登録など) ☎072(740)1132

3月末は市役所窓口の混雑に注意

3月22日(火)～4月1日(金)は引っ越しなどの手続きで、窓口が混み合います。時間に余裕を持って手続きをしてください。

住所変更の際は異動手続きを忘れずに

引っ越しで、住所を変更する人は、住民票の異動の届け出が必要です。

引っ越し前の市区町村で転出届を、引っ越し後の市区町村で転入届を提出してください。同一の市内で転居する場合は、転居届を提出してください。

いずれも転入(転居)した日から14日以内に届け出が必要で、手続きには、本人確認書類(運転免許証など)を持参してください。詳しくは

市民課へ。

原付バイクなどは4月1日の所有者に課税

原付バイクや軽自動車などは、4月1日現在の所有者に4年度の軽自動車税(種別割)が課税されます。

所有者の変更や盗難・紛失などで軽自動車などを所有していない場合は、届け出が必要で、届け出がまだの人は、3月31日(木)までに済ませてください。125cc以下の原付バイクやミニカーは、ナンバープレートと標識交付証明書(登録票)を持って、市役所2階の市民税課へ。盗難・紛失の場合は事前に相談してください。125ccを超える二輪車は、兵庫陸運部 ☎050(5540)2066へ、軽自動車は、軽自動車検査協会兵庫事務所 ☎050(3816)1847へ届け出てください。

3年度統一防火標語「おうち時間 家族で点検 火の始末」

乾燥しやすい季節は防火を心掛けましょう

問い合わせ 消防本部予防課 ☎072(757)9946

3月1日(火)～7日(月)に春の火災予防運動を実施。期間中、市消防本部では事業所などへの立ち入り検査、消防車による巡回広報、その他の火災予防行事を行います。


空気が乾燥し、火災が発生しやすい気候となるため、防火を心掛けましょう。


また、防火の際に気を付けなければならない10のポイントの一部を左下で紹介しています。市ホームページ(右の2次元コードからアクセス可)では、10個全てを紹介しているので、確認してください。




住宅防火ののちを守るポイント (一部抜粋)

 寝たばこは絶対しないさせない

 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

 こんろを使うときは火のそばを離れない

 コンセントのほこりを取り、不要なプラグは抜く

甲種防火管理講習

時間＝4月21日(木)・22日(金)。いずれも午前10時～午後4時半。全2回▶場所＝消防本部▶対象＝資格を初めて取得する人▶費用＝5,000円▶定員＝70人▶その他＝自衛消防業務講習または消防設備点検資格者講習修了者は一部科目免除あり▶申し込み＝3月8日(火)から市ホームページの申し込みフォームから送信(先着順)

消防本部予防課 ☎072(757)9946